

令和3年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和3年9月3日 午前10時07分 開会
午後 2時26分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子	代表監査委員	宅康次

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 3番 吉村始 5番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第48号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第49号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 報第5号 令和2年度葛城市継続費精算報告書の報告について
- 日程第6 報第6号 令和2年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報第7号 令和2年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第8 認第1号 令和2年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第9 認第2号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第3号 令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第4号 令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第5号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第6号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第7号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第8号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 認第9号 令和2年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 認第10号 令和2年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議第50号 葛城市立認定こども園条例を制定することについて
- 日程第19 議第51号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第52号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第53号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第54号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第55号 葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第56号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事）
- 日程第25 議第57号 令和3年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第26 議第58号 令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第27 議第59号 令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 追加日程第1 議第56号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事）

開 会 午前10時07分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和3年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和3年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第27までの25件であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例の一部改正の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会教育長より、教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。既に議員各位に配付いたしておりますので、ご報告といたします。

次に、閉会中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

2番、梨本洪珪君。

梨本議会改革特別委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況について、ご報告申し上げます。

委員会につきましては、8月25日午後2時より開催し、葛城市議会基本条例の検証等について協議を行っております。葛城市議会の最高規範として位置づけられております葛城市議会基本条例の第19条におきまして、条例の施行後においても議会活動の活性化を継続させるため、議会は毎年1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、見直しが必要であれば基本条例を改正するなど、適切な措置を講じなければならないことが定められております。

また、今年度の議会改革特別委員会におきましては、年度当初に基本条例に規定されている議員研修の充実強化により予算化された講師派遣による議会に関する議員研修会を実施し、その研修会の実施後に議会改革に関する事項を協議する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の現状を鑑みて、研修会の実施は延期しております。これらの状況を踏まえて委員各位と協議した結果、講師派遣による議員研修会については、改選後の11月以降に実施することとし、10月の任期満了までに基本条例の検証とあわせて、今後の葛城市議会における議会改革に関する事項について委員会におきまして議論いたしましたので、その概要を報

告させていただきます。

まず、議員定数、議員報酬、政務活動費等についてでございます。議員定数と議員報酬については、奈良県内12市の議員定数、議員報酬、そのほかにも全国の類似団体の指標なども参考に、基本条例の規定に則り検討すべきである。また、政務活動費については、基本条例の制定時にも様々な議論があり、現在葛城市では支給されていないが、議員の資質向上のためには必要であると考え、市民に疑念を持たれないような仕組みを検討すべきなどの意見があり、改選後に実施予定の議員研修会で、議員定数や議員報酬等に関する内容についても研修を実施し、他の自治体の状況なども参考にしながら引き続き検討していくことを確認いたしました。

次に、タブレット端末の導入などの議会のICT化についてでございます。本件につきましては、現在議会の会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実に図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますが、現状としては個人の端末の持込みを許可している状況です。葛城市議会としても、デジタル化政策の一環として、原則として押印を廃止するという政府の政策動向を踏まえ、全国市議会議長会から示された会議規則や各種書式例を参考に、ハンコレスやペーパーレス等の事務の見直しに取り組んでいます。

これらの現状を踏まえ、業務用のタブレット端末の導入などについて協議いたしました。その結果、おおむね議会資料のペーパーレスに向けたタブレット端末の導入の必要性については、委員各位より前向きな意見が多かったため、業務用のタブレット端末の導入については改選後、迅速に検討していくことを確認いたしました。

次に、議会と行政の関係、委員会活動についてでございます。本件につきましては、基本条例の第7条から第9条に、議会と行政の関係として、議会審議における論点情報の形成や予算及び決算における政策説明について、また第11条には委員会の活動について、それぞれ規定されています。その内容については、議会が市長の提案した重要な政策や予算、決算等の審議において、政策水準を高める議論が行われるよう、また、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対して分かりやすい議論ができるよう、それぞれ規定されているので、その内容が適切に運用されているかどうかも含めて協議いたしました。

委員からは、一般質問に関連して、質問通告に対する理事者の答弁について、過去の会議で答弁しているのに答えないとした場合があるが、議員はそのときに答弁が必要であると考え再度質問しているものであり、今後そのような答弁をすることがないように理事者との調整をするべきであるといった意見がございました。

また、基本条例第11条第2項に規定されている閉会中の委員会における所管事務調査を、今以上に積極的に行うことができるように、閉会中の所管事項の中に、その他委員会の所管に属する事項という項目を新たに追加してはどうかとの提案があり、特に委員から異論等はございませんでしたので、議会改革特別委員会としては、9月定例会より各常任委員会でご協議願ひ、閉会中の審査項目に追加していくことを確認いたしました。

次に、市民懇談会についてでございます。このことについては、これまでの間、未処理金

と道の駅かつらぎの2つの調査特別委員会の関係もあり、議会基本条例の施行後は市民懇談会としての開催はできていない状況でしたが、委員からは、昨年12月発行の議会だよりのリニューアルに伴い、議会だよりの編集委員会では市民の声をきくという特集記事の掲載を新たに始められており、市内の各種団体等の市民の方と、記事掲載のため取材に伺い様々な意見交換を行っている。この市民の声をきく取材を議会改革特別委員会等で市民懇談会の一環として実施し、その内容を議会だよりに掲載するなどしてはどうかという意見などがあり、取材先や取材内容等、具体的な市民懇談会の実施については改選後も引き続いて検討していくことを確認いたしました。

最後に、議会改革特別委員会といたしましては、これまでいただいた委員各位のご意見を参考に、今後におきましても議会基本条例の現状の条文を十分に活用し、議会改革を進め、議会活動のさらなる充実強化を図っていかねばならないということをお願い添えまして、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

西川議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております3件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第3回葛城市議会定例会の招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が2件、報告案件が3件、認定案件が10件、議決案件が10件、合わせて25件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

西川議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、吉村始君、5番、松林謙司君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

11番、西井覚君。

西井議会運営委員長 令和3年第3回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る8月25日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告い

たします。

まず初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第48号から日程第4、議第49号の2議案につきましては、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第5、報第5号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第6、報第6号と日程第7、報第7号の2件につきましても、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第8、認第1号から日程第17、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第18、議第50号から日程第23、議第55号までの条例の制定及び一部改正6議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第51号、議第52号、議第55号の3議案を、厚生文教常任委員会には議第50号、議第53号、議第54号の3議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第56号の工事請負の契約議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。なお、議第56号の契約議案につきましては、本日全ての議案が付託された後に本会議を暫時休憩し、直ちに厚生文教常任委員会を開催して審査願いたいと考えております。そして、厚生文教常任委員会での審査終了後に本会議を再開し、追加日程として議第56号議案を上程し、委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決まで行います。

次に、日程第25、議第57号から日程第27、議第59号までの補正予算3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名としますので、会派の調整などを図って委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は本日9月3日から24日までの22日間とし、7日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。8日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。9日午前9時30分より総務建設常任委員会、10日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催します。各常任委員会におきまして、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。また、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会が9日午後3時より、県域水道一体化調査特別委員会が10日午後3時よりそれぞれ開催されますので、ご報告いたします。13日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いします。15日、16日、17日の3日間は、いずれも午前9時30分

より決算特別委員会を開催願います。21日と22日は予備日とし、24日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項について、審査状況をそれぞれ委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果について報告願、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております3件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

西川議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日3日から24日までの22日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日3日から24日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第48号及び日程第4、議第49号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

なお、本2議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第48号及び議第49号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第48号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の藤田味子氏が本年12月31日付をもって任期満了となるため、新たに奥田エリ子氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第49号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の木田尚正氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き木田氏

を推薦いたしたく提案するものでございます。

以上2名の方々につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、日程第3、議第48号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第4、議第49号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第5、報第5号、令和2年度葛城市継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

本件につき報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第5号、令和2年度葛城市継続費精算報告書の報告につきまして、提案理由を申し上げます。

本報告につきましては、継続費を設定し事業を進めてまいった国鉄・坊城線整備事業の一部の和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事、小学校体育館空調設備整備事業、中学校体育館空調設備整備事業及び磐城小学校附属幼稚園改築工事が終了いたしましたので、地

方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件については法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、報第6号、令和2年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第7、報第7号、令和2年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第6号及び報第7号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第6号、令和2年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率について、ご説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率及び2つ目の比率である連結実質赤字比率については、本市におきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額はございません。

3つ目の比率である実質公債費比率。本市の場合、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3か年平均で8.5%であり、これは早期健全化基準である25%を下回っております。

4つ目の比率である将来負担比率。本市の場合、47.8%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っております。

このように、令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるものでございます。

次に、報第7号、令和2年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県営水道の受水費等の未払金を含む流動負債1億8,443万5,361円に対しまして、現金・預金等の流動資産は17億1,607万7,990円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。また、下水道事業会計の資金不足比率につきましては、一時借入金等の流動負債5,980万7,915円に対しまして、現金・預金等の流動資産は8,678万2,903円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

西川議長 次に、監査委員より、報第6号及び報第7号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次君。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和2年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告いたします。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果です。審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類は適正に作成されているものと認められました。

葛城市におきましては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や将来負担比率などの4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っていて、健全な財政状況であると言えます。財務指標については、一部改善しているものもありますが、財政が硬直化していることには変わりなく、さらなる歳入確保、歳出削減に向けた取組が必要と考えられます。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努めていただきたいと思っております。また、新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進されるよう要望いたします。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく下村正樹。

以上です。

西川議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましては法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第8、認第1号から日程第17、認第10号までの決算認定10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は211億8,846万6,584円で、予算現額に対する収入率は92.5%でございます。また、歳出決算額は209億5,736万3,338円で、予算現額に対する執行率は91.5%となっております。歳入歳出差引残額は2億3,110万3,246円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億4,214万9,875円を差し引いた実質収支額は8,895万3,371円でございます。

次に、認第2号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は37億3,762万3,686円で、予算現額に対する収入率は98.9%でございます。

また、歳出決算額は35億7,596万3,174円で、予算現額に対します執行率は94.7%となっております。歳入歳出差引残額は1億6,166万512円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第3号、令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は30億8,206万5,588円で、予算現額に対する収入率は96%でございます。また、歳出決算額は29億8,388万1,176円で、予算現額に対する執行率は92.9%となっております。歳入歳出差引残額は9,818万4,412円で、実質収支額も同額でございます。一方、介護サービス事業勘定では、歳入歳出決算額はともに1,840万6,202円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに65.7%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億6,321万9,333円で、予算現額に対する収入率は91.6%でございます。また、歳出決算額は3億6,259万6,249円で、予算現額に対する執行率は91.5%となっております。歳入歳出差引残額は62万3,084円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は28万4,751円で、予算現額に対する収入率は83.3%でございます。また、歳出決算額は28万4,751円で、予算現額に対する執行率は83.3%となっております。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、令和2年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,488万9,867円で、予算現額に対する収入率は63.6%でございます。また、歳出決算額は1,388万3,267円で、予算現額に対する執行率は59.3%となっております。歳入歳出差引残額は100万6,600円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,353万5,845円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに76.5%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第8号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は4億9,788万3,150円で、予算現額に対する収入率は99.3%でございます。また、歳出決算額は4億9,696万6,850円で、予算現額に対する執行率は99.1%となっております。歳入歳出差引残額は91万6,300円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第9号、令和2年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては7億6,653万6,535円で、予算現額に対する収入率は97.8%でございます。一方、水道事業費用は6億3,367万7,665円で、予算現額に対する執行率は93.1%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は1億524万2,589円でございます。

また、資本的収支につきましては、収入額は4,764万783円で、予算現額に対する収入率は57.8%でございます。一方、支出額は3億6,849万631円で、予算現額に対する執行率は95.5%となっております。この資本的収支における3億2,084万9,848円の不足額につきまし

ては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんいたしました。

最後に、認第10号、令和2年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の下水道事業の収益につきましては12億8,351万7,390円で、予算現額に対する収入率は99.9%でございます。一方、下水道事業費用は12億1,405万7,315円で、予算現額に対する執行率は99.3%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は6,442万1,983円でございます。

また、資本的収支につきましては、収入額は4億5,788万3,000円で、予算現額に対する収入率は94.7%でございます。一方、支出額は9億755万1,568円で、予算現額に対する執行率は97.1%となっております。この資本的収支における4億4,966万8,568円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、当年度損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額で補てんいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 次に、監査委員より、認第1号から認第10号まで、以上10議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次君。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和2年度葛城市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査結果について報告いたします。

本年度の審査につきましては、昨年度に引き続き内部統制にも準拠した監査基準に基づき、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ経済性、効率性が適正に行われているか判断しました。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりでございます。審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、併せて必要に応じて関係職員から説明を求め、審査を実施しました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿その他証拠書類と照合、点検したところ計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス対策事業が多岐にわたり、職員におかれましては事業執行にかなりの労力を費やされたと思いますが、以下に述べる点につきましては、検討を要するものや問題として、今後必要かつ適正な措置を講じていただくよう要望いたします。

1、財政の健全化について。

令和2年度的一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額の実質収支は黒字ですが、3か年平均の財政力指数は0.52で、前年度と比較して0.01ポイントの低下。経常収支比率は97.9%で、前年度と比較して0.3ポイント改善していますが、財政が硬直化していることに

変わりはないと言えます。そして、財政健全化及び経営健全化に係る4つの健全化判断比率や、令和2年度から公会計に移行した下水道事業を含めた公営企業の資金不足比率のいずれの指標の値も早期健全化並びに経営健全化基準を下回り、健全の範囲内ではありますが、財務指標の悪化を防止するために、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取組が必要と考えられます。また、財政調整基金は、厳しい財政状況の中で約4億円の積み増しが行われましたが、その要因についての留意も必要と考えます。財政基盤強化に向けての継続的な取組を期待します。

2、有線放送設備の撤去について。

有線放送から防災無線への切替えが完了したため、既設の有線放送用の架線が未使用状態となっています。現在その一部が撤去されたのみで、そのほとんどが残存するため、関西電力に対する架設料が発生しています。撤去工事には多額の費用が必要とのことですが、未撤去の架線が不測の災害等で予期せぬトラブルの発生原因となることも懸念されることから、計画的な撤去が求められます。

3、市独自の福祉事業について。

市独自の福祉事業は多岐にわたり、中には手厚いものもあり、関係者には高く評価されています。昨年度も触れました敬老年金は、高齢化の進展に伴い、この10年で約1.5倍の8,100万円となりました。あと10年で団塊世代が支給対象年齢になり、その増加ペースがさらに加速することになります。制度を見直すとしても、緩和のための経過措置も必要であり、将来を展望した対応が求められます。また、障害者福祉費は、国の福祉施策の充実で、この10年で約2.4倍の10億9,200万円となりました。市独自事業である障害者年金や介助慰労金などについても、総合的な福祉施策の観点からの見直しも必要と考えます。

4、子ども会などが実施する古紙回収の補助について。

ごみの減量化及び資源の再利用を図ることを目的に、子ども会などが実施する古紙等の回収に対し、助成金が交付されています。新クリーンセンターの稼働に伴い、市が実施する古紙等の回収が月2回となったこともあり、当該団体が回収する古紙等も減少していて、その助成額は年々減少しています。リサイクルの大切さを学ぶ子ども会活動の支援を中心として実施されてきた本事業ですが、回収方法も含め一度実態を調査し、今後の方向性について検討することが必要と考えます。

5、尺土駅前周辺整備事業の早期完了。

市民から早期完了を求められている中で少しずつ着実に進んでいますが、一方、まだ協力をいただけていないところが一部あるように聞いています。市民が安全に駅を利用できるよう、現状でできる対策を講じ、早期完成を目指されることを期待します。

6、GIGAスクール構想事業。

この事業により、各学校においてネットワーク環境の整備、そして1人1台の端末が実現いたしました。今後はその端末をできるだけ多くの授業の中で利用いただき、冊子の教科書ではできないことへの利用、さらに、デジタル教科書の利用やプログラミング授業へも有効に活用されることを期待します。

以上をもって審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく下村正樹。

以上でございます。

西川議長 以上で監査委員の報告が終わりました。これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については、追って連絡いたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時40分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、増田順弘君、同じく副委員長、吉村始君、以上です。

次に、日程第18、議第50号から日程第23、議第55号までの条例の制定及び条例の一部改正6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第50号から議第55号までの6議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に議第50号、葛城市立認定こども園条例を制定することについてでございます。近年、保育への需要が増加しており、本市におきましても、公立幼稚園の園児数が定員を下回る一方で、公立保育所の利用希望者が増大し、園児数は定員を大きく上回る状況が続いているところでございます。本案につきましては、このような状況を解消するため、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園へ移行、運用するため本条例を制定するものでございます。施行期日は令和4年4月1日でございますが、入園に関する必要な手続は、本条例の施行前にも行えるよう規定しております。

次に、議第51号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、引用している条文の号ずれ等が生じたため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第52号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、たばこ税、市民税及び延滞金について所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、たばこ税では、平成30年度税制改革による段階的な税率の引上げ及び課税方式の見直しと、令和2年度税制改正による課税方式の見直しで、本年10月1日から施行するものでございます。市民税及び延滞金では、国税に係る連結納税制度の見直しに合わせた所要の措置で、令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第53号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、事業者が行う記録などの作成を、書面に代えて電磁的記録により行うことかできるようにする改正等を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第54号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、連携施設の確保に関する要件を緩和する改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第55号、葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する規定の追加等を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第51号、議第52号及び議第55号の3議案については総務建設常任委員会に、議第50号、議第53号及び議第54号の3議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第24、議第56号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事）を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第56号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新庄小学校附属幼稚園の西側に、新たに160人規模の学童保育所を建設しようとするものでございます。本年7月20日に一般競争入札を実施した結果、6者が

応札し、株式会社ピーエス三菱奈良営業所が落札しましたので、契約金額 2 億 1,190 万 9,500 円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第56号議案については、厚生文教常任委員会に付託し審査を願います。

次に、日程第25、議第57号から日程第27、議第59号までの令和3年度補正予算3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第57号から議第59号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第57号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,847万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億5,943万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、総務費では、当麻庁舎危険性排除に伴う機能再編における当麻庁舎から新庄庁舎への事務所の一部移転に伴い、駐車場の整備に要する費用、民生費では、磐城小学校附属幼稚園の認定こども園移行に伴う工事請負費の追加、土木費では、市道新設改良事業における工事負担金の追加、消防費及び教育費では、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い中止となった事業等、経費の減額を行うものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第58号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,969万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,859万円とするものでございます。補正内容につきましては、前年度決算による基金積立金と国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。また、第2条では債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

最後に、議第59号、令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,397万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、学校給食センター施設に係る修繕費の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議第57号から議第59号までの3議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号から議第59号までの3議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については、追って連絡いたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 2時20分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、増田順弘君、同じく副委員長、杉本訓規君、以上です。

ここでお諮りいたします。この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第56号議案を日程に追加いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第56号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 午前中、本会議において上程され、厚生文教常任委員会に付託されました議第56号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告させていただきます。

議第56号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事）であります。質疑では、今回の工事請負契約の内容に造成工事は含まれているのか、含まれていないのか。含まれていないのであれば、その理由はという問いに対し、建物建築工事のみの契約である。造成工事は令和3年5月6日から7月30日で、費用は約1,642万円で実施済みである。造成工事を分けて実施した理由は、最近、建物建築の入札に不落が多いた

め、工期に配慮し、令和4年3月に完成させるために造成工事を先に実施したものであるとの答弁がありました。

そのほかに、建物建築に当たっては、周辺住民への配慮や、学童保育所にふさわしい外装の建物になるようにしていただきたいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されましたことを申し添えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより追加日程第1、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、7日、8日、24日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、9日は午前9時30分から総務建設常任委員会、午後3時から道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、10日は午前9時30分から厚生文教常任委員会、午後3時から県域水道一体化調査特別委員会、13日午前9時30分から予算特別委員会、15日、16日、17日それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願いいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時26分